

熊本県立大学における防衛省等が公募する研究課題への応募等の取扱い

令和8年5月18日

教育研究会議決定

熊本県立大学の研究者は、「熊本県立大学における研究者行動規範」を踏まえ、常に倫理的な判断と行動をとりながら、研究活動を行うことが求められる。

防衛省等が公募する研究課題への応募等については、科学技術が有するデュアルユース性を踏まえた上で、次のとおり取り扱うものとする。

1. 本学の研究は、平和と国民の安全のために行うものとし、防衛目的を含む軍事利用に限定される研究は行わない。
2. 国内外の防衛を所管する公的機関からの資金による研究（再委託された研究を含む。）及び国内外企業との研究目的に軍事利用が含まれる共同研究等を行おうとする場合は、事前に教育研究会議又は別に定める委員会で審査を受けなければならない。
3. 前項の審査は、倫理性、自律性、公開性及び社会性等の観点により行う。